

会議室等の使用のお申込みにあたって

- 申請期間** (電話での申請はできません。空き状況などの問い合わせは可能です。)
使用日の6ヵ月前の月の初日からお申込みができます。お申込みは『設備使用許可申請書』を下記3の申請先に提出してください。
お申込みの期限は、**ホール・展示場**をお使いになる時は使用日の1ヵ月前、**会議室・視聴覚室**は使用日の2週間前までです。
ただし、以下のものについては、上記申請期間前から申請ができます。
 - ① 国際的、全国的な事業に使用する場合
 - ② ホール若しくは展示場を含む複数の設備又は1週間以上にわたり設備を使用する場合
 - ③ 週又は月ごと等複数回にわたり使用する場合
- 申請受付時間** 午前8時45分～午後5時30分
ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
- 申請先** 名古屋市工業研究所 総務課 (管理棟1階)
(郵送可) 〒456-0058 名古屋市熱田区六番三丁目4番41号
TEL (052) 654-9807 FAX (052) 654-6788
- 使用許可**
申請書の内容について確認し、使用許可の場合、設備使用許可書を交付します。
- 使用料** 下表参照
使用料は、原則として前納です。当所が発行し送付する『納入通知書』で、納期限までに指定の金融機関へお納めください。(ご使用日に領収書をご提示していただく場合もあります。)
ホール・展示場は、使用料の他に、ご使用に応じ、照明・空調等光熱水費を使用後お支払いいただきます。

設備(会場名)一覧

注) 「電子棟」は「電子技術総合センター」

設備名 (会場名)		定員 (人)	面積 (㎡)	場所	使用時間・使用料(円) ※		
					午 前	午 後	1 日
					9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
ホ ー ル		317	483	管理棟1F	35,000	46,000	80,000
展示場	区画しない	—	279	管理棟1F	10,000	13,000	22,000
	区 東	—	141		6,000	7,000	12,000
	画 西	—	138		6,000	7,000	12,000
第1会議室		108	191	管理棟3F	8,000	11,000	18,000
第2 会議室	区画しない	117	231	管理棟4F	10,000	13,000	22,000
	区 第1室	54	106		6,000	7,000	12,000
	画 第2室	63	125		6,000	7,000	12,000
第3会議室		45	127	管理棟4F	6,000	7,000	12,000
第4会議室		30	64	電子棟2F	2,500	3,000	5,000
第5会議室		30	64	電子棟2F	2,500	3,000	5,000
視 聴 覚 室		80	136	電子棟1F	6,500	8,500	14,000

※ 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は、ご使用できません。

付属設備一覧

付属設備		使用時間・使用料(円)		
		午 前	午 後	1 日
		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
ホ ー ル	大型映像装置	9,500	12,500	22,000
	OHP	1,000	1,000	2,000
会議室・視聴覚室	プロジェクター	2,000	2,000	4,000
	OHP	1,000	1,000	2,000
会議室	ビデオ装置	2,000	2,000	4,000

(利用上の注意)

- ・使用時間は準備・撤収の時間を含め、ホール・展示場をお使いになるときは、事前に担当係員にご相談下さい。
- ・既に納められた使用料は、特別な理由がある場合以外は、お返しできませんのでご了承ください。
- ・使用内容等の取消し・変更する場合は、すみやかに連絡してください。使用許可後は、「設備使用取消し・変更申請書」を提出していただきます。

○ 名古屋市工業研究所設備管理運営要綱(抜粋)

(使用の不許可)

第9条 細則第6条第4号のその他市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

(使用料の減免)

第15条 条例第11条の規定により、使用料を減免できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋市が主催し、工業技術の振興を目的として使用する場合で、規定使用料の全額
- (2) 研究所の関連研究会が名古屋市との共同主催で工業技術の振興を目的として使用する場合で、規定使用料の全額
- (3) 研究所が事業を委託している団体が、その受託事業を実施するために設備を使用する場合で、規定使用料の全額

(特別の設備の付設等)

第17条 設備を使用する場合に、特別の設備を付設しようとする者は、使用許可の申請と同時に必要に応じ求められる書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第19条 条例並びに細則の規定のほか、使用者及び入所者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 使用許可された以外の設備を使用しないこと。
- (3) 壁、柱又は扉に張り紙し、又はくぎ類を打込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持込まないこと。
- (6) 飲食物を調理し提供しないこと。承認を受けないで物品の販売及び飲食物を調理し提供しないこと。
- (7) 承認を受けないで寄附募集その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 使用許可された設備以外の備品を移動させないこと。
- (9) 所内において指定場所以外では、喫煙しないこと。
- (10) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) ホール、展示場を使用する場合は、使用日の10日前までに舞台、照明、音響等について研究所係員（以下「係員」という。）との間で、詳細な打ち合わせを行うこと。
- (12) 看板類は、指定した場所以外には、置かないこと。
- (13) 新聞、雑誌等に広告、チラシなど掲載する場合は、事前に係員と協議すること。
- (14) 廃棄物は、使用者において責任を持って処理すること。
- (15) 前各号に定めるものの他、市長が指示した事項。

(管理上の入室)

第20条 使用者は、管理のために立入る係員の入室を拒むことはできない。

(専門員の配置)

第21条 使用者は、設備の使用に際し、係員の指示により、専門的な技術の必要な場合は、専門員を置かなければならない。

- 2 ホール、展示場への来場者の整理は、使用者の責任において行い、必要によっては、整理員を置かなければならない。

(使用後の点検)

第22条 使用者は、設備の使用を終了したときは係員に報告し、その点検を受けなければならない。

第1号様式

所 長	副所長	総務課長	事務係長	総 務 課

起案	
決裁	
施行	

設備使用許可申請書

(あて先)

名古屋市長

※下線部にご記入ください(スクリーン部分を除く)

申請年月日 令和 年 月 日

所 在	〒
会 社 名 等	
代 表 者	(代表者生年月日： 年 月 日)
ダイヒョウシャフリガナ	

催物等の名称

催物等の内容	①講演	②講習会	③研修	④会議	⑤展示会	⑥説明会	⑦その他
設備名(会場名)	(定員等)	使 用 時 間					(使用料)
ホ ー ル	317人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		
展 示 場	全 面	279㎡	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
	東	141㎡	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
	西	138㎡	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
第 1 会 議 室	108人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		
第 2 会 議 室	全 面	117人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
	第 1 室	54人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
	第 2 室	63人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後	
第 3 会 議 室	45人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		
第 4 会 議 室	30人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		
第 5 会 議 室	30人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		
視 聴 覚 室	80人	年 月 日	午前・午後～	年 月 日	午前・午後		

※ ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。

付属設備名	台数	使用日・使用時間	設備名(会場名)	(使用料)
		月 日 午前・午後・1日		
		月 日 午前・午後・1日		
		月 日 午前・午後・1日		

(使用料 計 円)

連 絡 者 Tel () -

(連絡者所在・書類送付先) 〒

名古屋市工業研究所の設備を使用したいので、以上のとおり申請します。

- 注) ・使用時間(午前9:00～12:00、午後13:00～17:00、1日9:00～17:00)には、準備・撤収の時間を含めてください。
- ・暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、既になした使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じます。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- ・ホール・展示場をお使いになるときは、事前に担当係員にご相談ください。